

令和6年10月3日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
築地法人部	東京都中央区築地 2-11-21	東京都中央区入船 3-2-10	令和6年9月17日

（2）変更の理由

営業所の移転に伴うもの（再開発計画に基づく建替工事のため仮店舗へ移転）